

社会福祉法人湖東会 一般事業主行動計画

令和2年3月10日

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2. 内容

目標1 : 令和7年3月までに男性の育児休業取得者を1名以上にする。

補足：平成30年に育児介護に関する規程の全面改訂を行い、育児休業の取得を推進した。しかし、女性の100%取得に対し、男性の取得者はゼロであった。その結果をもとに期間内に1名以上の男性取得者の実現に努める。(平成30年度育児休業取得者女性4名)

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和2年4月	令和元年度の育児休業取得対象者の確認
令和2年5月	職員への育児休業規程内容の周知・徹底
各年4月	取得状況および対象者の確認と取得促進

目標2 : 令和7年3月までに有給休暇取得率を80%に引き上げる。

補足：平成29年4月から年間休日を104日から113日に増やし、平成30年4月には誕生休日を設けるなど雇用環境を改善してきた。今般、働き方改革の施行に伴い有給休暇取得率を引上げに努める。(平成30年度取得率74.7%)

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和2年4月	令和元年度の現状把握
令和2年5月	取得促進
各年4月	現状確認とユースエール認定の更新申請
令和7年3月	有給休暇取得向上の実践